



室内用補助手すりの取扱いと公的助成制度について

製品の機能が十分に発揮される様、正しく取付けて下さい。



注意

- 注意事項を無視して誤った取扱いをすると、重大な結果(傷害・物的損害)に結びつく可能性があります。
- いずれも安全に関する重要な内容を記載していますので、必ず守って下さい。
- ブラケット・手すり丸棒・ブラケットベース等は当社製品を組合せてご使用下さい。
- 他社製品との組合せは強度不足を招くことがありますのでご注意下さい。



注意

安全上の注意

- ぶら下がったり、上に乗ったり、強く押し引きするなど、故意に強い衝撃を与えた場合、手すりの破損・壁面から抜け落ちる恐れがあります。万が一、手すりにガタツキが出た場合は、直ちに使用を止め、取付業者または販売店にご連絡下さい。
- 屋外や浴室などの、水が掛かったり湿気が多い場所には設置しないでください。また、下地及び製品を水に濡らさないでください。部材が腐食することで製品及び手すりが脱落・破損する恐れがあります。
- 弊社ではより強度、耐久性の高い手すり部材も取り揃えておりますので、ご使用になられる方の状態や使用場所に応じて製品をお選びください。
- 手すり取り付けビス等が緩んでくる場合がありますので、緩んだ場合はドライバー等でしっかり締めなおして下さい。



注意

施工上の注意

- 手すりの取付けは、下地の強度や状態が確認できない場合には施工しないで下さい。取付が不安定になることで手すりが抜け落ちる恐れがあります。施工時には、必ず平らで堅固な下地に市販の壁面センサーやプッシュ式針等を使い構造体(柱・間柱・胴縁)に付属取付ネジを用いて確実に取付けて下さい。
- 壁全体に強度がない場合(石こうボード壁・在来壁・コンパネ壁など)は、ブラケットベース等の補強材を柱・間柱・胴縁に固定して、その補強材に付属取付ネジを用いて確実に取付けて下さい。
- 手すり丸棒材をブラケットに固定する際は付属ネジに対応する下穴をあけ、確実に施工してください。(別記[標準下穴寸法]参照)

取扱い上の注意

- 製品に硬い物や重たい物、鋭利な物をぶつけたり、落とさないで下さい。製品が傷ついたり破損する恐れがあります。
- 長尺物につきましては、雨水のかからない、水平な場所に保管して下さい。立てかけたままでの保管は、反り・変形の原因となります。
- 手すりを壁面に取り付ける際は、ブラケットや丸棒材が歪んで取付けられることが無いよう注意して施工してください。手すりが歪んだ状態で施工されると、ブラケットに無用の力が加わり経時の劣化を促進させて破損につながる可能性があります。たいへん危険です。

お手入れ方法

- 通常のお手入れは、きれいな柔らかい布で拭き拭きするか、固く絞った布で水拭きして下さい。汚れがひどい際は、薄めた中性洗剤をしみこませた柔らかい布で拭き、その後、水拭きしてから乾いた布で、水分は完全に拭き取って下さい。
- シンナー・ベンジン・みがき粉・たわし等を使ってのお手入れは、色あせ・キズなどの原因になりますのでおやめ下さい。
- 酸性・アルカリ性洗剤または薬品(消毒液・防錆剤など)は、変色・割れ等を発生する原因となりますので使用しないで下さい。

公的助成制度について

介護保険制度の住宅改修・介護予防住宅改修について

- 介護保険のサービス詳細内容は、各市町村・広域連合で異なる場合がありますので、最寄りの介護保険相談窓口で事前にご確認ください。
- 介護保険制度では、住宅改修が必要と認められた要支援・要介護者に対して住宅改修費が支給されます。
 - ・ 住宅改修費の支給限度額は20万円までで、所得に応じてその9割(最高18万円) 8割(16万円)、7割(14万円)のいずれかが介護保険から支給されます。
 - ・ 1度の改修で全額を使わず、数度に分けて使うことも可能です。
 - ・ 転居されたり、介護度が3段階以上上がった場合は再度支給を受けることが可能です。
 - ・ 工事の前に各市町村・広域連合の介護保険窓口に申請する必要があります。詳しくは介護支援専門員またはお近くの地域包括支援センター等の介護保険相談窓口にお問い合わせください。
- 各市町村によっては、介護保険以外に独自の住宅改修助成を行っている場合があります。詳しくは各市町村福祉相談窓口にお問い合わせください。